

# 「農の雇用事業」募集要領

## (平成22年度第2回募集)

全国農業会議所

全国農業会議所では、新たに就業希望者を雇用する農業法人等に対して、研修に要する経費などを助成する「農の雇用事業」の参加者を募集します。

本事業の実施を希望される農業法人等の方は、10月1日～10月22日（必着）までに各都道府県の農業会議に必要な申請書類を提出して下さい。

### I 助成内容

農業法人等が平成22年4月1日から平成22年11月30日までの間に雇用した新規就業者に対して、農業生産技術や経営ノウハウなど就農に必要な技術を習得させる研修を実施する場合、研修に要する経費の一部を助成します。

#### 1 助成額及び助成期間

##### (1) 研修助成金

農業法人等が新規就業者に対して実施する研修に対する助成です。

新規就業者1人当たり、月額97,000円または新規就業者に支払った賃金（月額）のいずれか低い金額が上限で、助成期間は最長12ヶ月間です。

（助成対象経費）

- ① 農業法人等の指導者が、新規就業者に対して技術・経営ノウハウ等を習得させるために行う研修経費。就業上必要な各種資格取得のための講習費、テキスト購入費、受験料
- ② 外部講師（先進的な農業法人、専門的な知識を有する者など）からの指導を受けた際の謝金
- ③ 研修実施及び資格取得に必要な交通費
- ④ 新規就業者を対象に加入する雇用保険料、労働者災害補償保険料の事業主負担分

##### (2) 語学研修助成金

(1)の助成対象となった新規就業者が定住外国人の場合、新規就業者が日本語研修を受けるために教育機関に支払った経費。

新規就業者1人当たり、月額30,000円が上限で、助成期間は最長6ヶ月間です。

#### 2 助成対象期間

平成22年12月から最長で12ヶ月。

#### 3 採択数の上限

申請数が多数の場合は、採択数、助成対象期間を調整する場合があります。

## II 募集期間、申請先

### 1 募集期間

平成22年10月1日（金）～ 平成22年10月22日（金）

※郵送の場合は、当日必着。

### 2 申請先

各都道府県の農業会議（別紙をご覧ください）

※ 申請する農業法人等の所在地と研修場所が異なる場合は、研修場所の所在する都道府県の農業会議に申請して下さい。

### 3 申請書類

申請に必要な書類は、次のとおりです。

申請書類は、各都道府県の農業会議窓口、「農の雇用事業」のホームページで入手できます。  
「農の雇用事業」ホームページ <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/>  
※検索エンジンで「農の雇用」で検索して下さい

- ① 「農の雇用事業」申請書類チェックリスト（様式研第1号）
- ② 研修実施計画書（様式研第2号）
- ③ 雇用契約内容確認書（様式研第3号）
- ④ 登記簿謄本（法人経営の場合。提出日より3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 研修責任者の履歴書  
〔※写真を必ず添付すること  
※職歴等は空白期間がないようにし、申請日までの最新の履歴を記入すること。〕
- ⑥ 研修責任者が認定農業者であることを証する資料の写し（個人経営で、研修責任者の農業経験が5年未満の場合）
- ⑦ 新規就業者の履歴書  
〔※写真を必ず添付すること  
※職歴等は空白期間がないようにし、申請日までの最新の履歴を記入すること。〕
- ⑧ 新規就業者が事業実施法人等の代表者の親族（3親等以内）の場合は、当該新規就業者以外の従業員の雇用契約書の写しおよび雇用保険への加入を証する資料の写し
- ⑨ 新規就業者が外国人の場合は、外国人登録証明書等の写し
- ⑩ 新規就業者が障害者の場合は身体障害者手帳、療養福祉手帳、精神障害者福祉手帳、医師の診断書等の写し
- ⑪ 地方自治体の出資を受けている農業法人等の場合は、出資比率が分かる資料
- ⑫ 就業規則（定めている場合）

## III 事業の応募要件

本事業を実施するためには、次の要件のすべてを満たす必要があります。

### 1 農業法人等の要件

ア おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者等）であること。

「農業を営む事業体」とは、農業生産による農畜産物の販売収入のある者とする。

なお、地方自治体の出資割合が50%を超える農業法人等は本事業の対象としない。

- イ 専ら農畜産物の生産に従事する者を新たに雇用し、就農に必要な作物の栽培管理技術、家畜の飼養技術、経営ノウハウなど農業生産に必要な能力を身につけさせるための研修を行うこと。
- また、これと併せて、農産物加工技術、営業・販売など農業生産以外の研修も実施できるが、研修時間の過半は農畜産物の生産に関するものでなければならない。
- ウ 研修生に対して、十分な指導を行うことが出来る指導者である「研修責任者」を置くこと。研修責任者は、5年以上の農業経験を有する者（経営主本人を含む。）または農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者（個人経営の場合）とし、研修期間中に1人の研修責任者が指導できる研修生は過去に採択した研修生も含めて3人までとする。
- エ 研修生との間で、正規の従業員として期間の定めのない雇用契約を締結し、原則として雇用保険、労働者災害補償保険に加入させること。なお、正規の従業員および雇用保険、労働者災害補償保険の加入については、次のとおりとする。
- (ア) 「正規の従業員」とは、1週間の所定労働時間が当該農業法人等の他の従業員と同じ（当該農業法人等の就業実態に即したフルタイムの勤務体系であり、パート、期間雇用、季節雇用、アルバイトを除く。）であることとし、1週間の所定労働時間（年間を通じた平均）は原則として35時間以上であること。
- (イ) 雇用保険及び労働者災害補償保険の加入に関しては、研修開始後2ヶ月以内に、以下の書類の写しを都道府県農業会議に提出することとする。書類が提出されない場合、採択を取り消す。ただし、雇用保険法で定める任意適用事業に該当する場合であって、雇用保険への加入が認められない場合は、その旨を都道府県農業会議に報告すること。
- ① 雇用保険提出書類：「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」
- ② 労働者災害補償保険  
提出書類：「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書」または、労働保険事務組合が発行する加入関係通知
- オ 税務署に対して、「給与支払事務所等の開設届出書」を提出し、届けを証する資料を研修開始後2ヶ月以内に都道府県農業会議に提出すること。
- カ 本事業に係る研修生について、今回の雇用契約より前に従業員（パート、期間雇用、季節雇用、アルバイトを含む。）としての雇用関係がないこと。
- キ 過去における雇用および研修に関して、法令に違反する等のトラブルがないこと。「法令に違反する等のトラブル」とは、雇用契約の違反等により労働基準監督署から指摘されたこと等があるものとする。
- ク 本事業において実施する研修生の就農状況等の調査について、研修中、研修修了直後、1年後、2年後、3年後に協力すること。
- ケ 研修生に対し、通常の生活に必要な宿泊施設を確保すること。「宿泊施設を確保」とは、宿泊施設を必要とする研修生に対し、社宅・寮、経営者宅に間借り、民間（公営）アパート、民間（公営）戸建て住宅等を確保すること。
- コ 研修の実施について、本事業と目的、助成期間が重複する国および地方公共団体による他の助成を受けていないこと。研修開始後に国、地方公共団体からの助成等を受ける場合は、本事業との重複がないか確認する為、事前に都道府県農業会議に相談すること。
- サ 事業実施農業法人等が過去に本事業の研修生として受け入れた研修生の数が2人以上いる場合、次の事項に該当する理由がなく継続して常雇用しなかった研修生の数が3分の1を超えていないこと。
- (ア) 研修生の責めに帰すべき理由による解雇
- (イ) 研修生の都合による離職
- (ウ) 研修生の死亡
- (エ) 天災その他やむをえない理由により、事業の継続が不可能になった場合による解雇
- シ 過去に実施した本事業において、採択の取消または研修の中止がないこと。ただし、採択の取消または研修の中止の理由が研修生側にある場合を除く。

ス 事業実施農業法人等は、全国農業会議所または都道府県農業会議から研修実施状況の確認を求められた場合は、これに協力すること。また、事業実施農業法人等は、全国農業会議所または都道府県農業会議から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。

セ 事業実施農業法人等は、研修期間中または研修修了後6ヶ月以内に、研修生に対して日本農業技術検定等の技術習得状況等が確認できる検定試験を受検させること。

ソ 研修責任者または農業法人等の代表者は、全国農業会議所が実施する指導者養成研修会に出席すること。また、研修生を、都道府県農業会議が実施する事業説明会に出席させること。

## 2 新規就業者（研修生）の要件

ア 就農意欲を有し、本事業での研修修了後も継続して就農する意思がある者。

就農の意思等は、研修実施計画書（様式研第2号）の「2 新規就業者（研修生）の概要」の「農業の就業しようとする動機、将来のビジョン」、「農業就業体験（インターンシップ）の有無」欄の記載内容、研修生の履歴書等により判断する。

イ 平成22年4月1日から平成22年1月30日の間に雇用された者

ウ 主に農畜産物の生産に関する業務に従事する者であること。

エ 事業を申請する農業法人等と、今回の雇用契約より前に雇用関係（パート、アルバイト、期間雇用、季節雇用を含む。）がないこと。

オ 過去の農業就業期間が3年未満の者で、就業にあたり研修実施が必要であると農業法人等就農実践研修支援推進委員会が認めた者。就業期間とは、農業法人等の従業員（パート、期間雇用、季節雇用、アルバイトを含む。）として農業生産に従事した期間及び自営農業に従事した期間の合計とする。

なお、農業高校、農業大学校等における修学期間は、就業期間に含めない。

カ 本事業において実施する調査に、研修中、研修修了直後、1年後、2年後、3年後に実施する研修生の就農状況等の調査について協力すること。

キ 事業実施法人等の代表者の親族（3親等以内）でないこと。ただし、以下の場合はこの限りではない。

（ア）集落営農組織（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体又は特定農業団体に準じる組織をいう。）に採用される場合。

（イ）親族以外の雇用保険被保険者がいる雇用保険適用事業所に採用され、他の従業員と同等の雇用条件である場合。

ク 全国農業会議所または都道府県農業会議から研修実施状況の確認を求められた場合は、これに協力すること。また、研修生は、全国農業会議所または都道府県農業会議から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。

ケ 研修生が外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有する者であること。

なお、在留資格の確認に当たっては、外国人登録証明書の「在留資格」欄により確認するものとする。

コ 過去において本事業の対象となっていないこと。

## IV 審査結果の通知

全国農業会議所は、申請内容を審査した上で、11月下旬を目途に審査結果を農業法人等に通知します。

## V 注意事項

- 1 国、地方公共団体から、本事業の他に助成等を受ける場合は、事前に都道府県農業会議に相談して下さい。
- 2 採択後、研修責任者は全国農業会議所が行う指導者養成研修会に、新規就業者は都道府県農業会議が行う事業説明会に出席していただきます。出席しない場合、原則として採択を取り消します。
- 3 採択後に、研修実施計画書等の変更、その他の理由により、要件を満たさなくなった場合は、採択を取り消します。
- 4 研修開始後4ヶ月ごとに都道府県農業会議が行う現地確認に協力するとともに、4ヶ月ごとに研修記録簿、助成金交付申請書等の書類を提出していただきます。  
これらの書類が期日までに提出されない場合、採択を取り消す場合があります。
- 5 採択後に、次に該当する場合は、助成金の全部又は一部を交付せず、また、交付した助成金の返還を求めることがあります。
  - ① 研修実施計画に即した研修が行われていないと認められる場合。
  - ② 著しく研修の効果が認められない場合。
  - ③ 農業法人等の都合により研修を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合、または新規就業者の責めに帰すべき理由による場合を除く）。
  - ④ 農林水産省および全国農業会議所が定める交付条件等に違反したとき。
  - ⑤ 虚偽の申請や報告等、本事業に関する不正が認められたとき。

## VI その他

### 1 求人活動への支援

本事業の実施を希望される農業法人等で就業希望者をお探しの方は、全国農業会議所（全国新規就農相談センター）のホームページに求人情報を掲載するなど、求人活動への協力をいたしますので、（様式相第1号）に必要事項を記載の上、全国農業会議所または各都道府県の農業会議までご相談下さい。

### 2 採用前の事前就業体験への支援

全国農業会議所では、農業法人等が正社員採用予定者に対して事前に就業体験を実施することを支援しています。

採用前に就業体験を行うことにより、経営者と就業希望者の双方が農業への適性について確認でき、就業希望者の職場に対する理解も深まり採用した後もスムーズに業務に当たることができます。また、就業後に、新規就業者が自分が抱いていたイメージとのギャップを感じて早期離職することの防止にもつながります。

全国農業会議所では、正社員採用前の就業体験（原則として2週間以上）を行う農業法人等に対し、1人当たり2万円の助成を行うとともに、体験期間中の傷害保険料を助成していますので、ご活用下さい。

(別紙)

「農の雇用事業」についての問い合わせ・申請先

団体名	〒	住	所	電話番号
北海道農業会議	060-0005	札幌市中央区北5条西6丁目1-23	北海道通信ビル5階	011(281)6761
青森県農業会議	030-0802	青森市本町2丁目6番19号	青森県土地改良会館4階	017(774)8580
岩手県農業会議	020-0024	盛岡市菜園1-4-10	第2産業会館4階	019(622)5825
宮城県農業会議	981-0914	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	県仙台合同庁舎内	022(275)9164
秋田県農業会議	010-0951	秋田市山王4-1-2	秋田地方総合庁舎内	018(860)3540
山形県農業会議	990-0041	山形市緑町1-9-30	緑町会館6階	023(622)8716
福島県農業会議	960-8043	福島市中町8-2	県自治会館8階	024(524)1201
茨城県農業会議	310-0852	水戸市笠原町978-26	県市町村会館内	029(301)1236
栃木県農業会議	320-0047	宇都宮市一の沢2-2-13	とちぎアグリプラザ2階	028(648)7270
群馬県農業会議	371-0854	前橋市大渡町1-10-7	県公社総合ビル5階	027(280)6171
埼玉県農業会議	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-12-9	県農林会館内	048(829)3481
千葉県農業会議	260-0013	千葉市中央区中央4-13-28	新都市ビル7階	043(222)1703
東京都農業会議	151-0053	渋谷区代々木2-10-12	都農業会館(南新宿ビル)内	03(3370)7145
神奈川県農業会議	231-0002	横浜市中区海岸通1-2-2	中央農業会館内	045(201)0895
山梨県農業会議	400-0034	甲府市宝1-21-20	県農業共済会館内	055(228)6811
岐阜県農業会議	500-8384	岐阜市藪田南5-14-12	岐阜県シンクタンク庁舎2階	058(268)2527
静岡県農業会議	420-0853	静岡市葵区追手町9番18号	静岡中央ビル7階	054(255)7934
愛知県農業会議	461-0011	名古屋市東区白壁1-50	県白壁庁舎内	052(962)2841
三重県農業会議	514-0004	津市栄町1丁目891	三重県合同ビル2階	059(213)2022(代)
新潟県農業会議	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86番地	JAバンク県信連第2分室内	025(223)2186
富山県農業会議	930-0005	富山市新桜町6-15	県農業共済会館内	076(441)8961
石川県農業会議	920-3198	金沢市才田町戊295-1	石川県農業総合研究センター内	076(257)7066
福井県農業会議	910-8555	福井市松本3-16-10	福井合同庁舎2階	0776(21)0010(代)
長野県農業会議	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	県庁東庁舎内	026(234)6871
滋賀県農業会議	520-0807	大津市松本1-2-20	県農業教育情報センター	077(523)2439
京都府農業会議	602-8054	京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2	府庁西別館	075(441)3660
大阪府農業会議	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-33	JAバンク大阪信連事務センター3F	06(6941)2701
兵庫県農業会議	650-0011	神戸市中央区下山手通4-15-3	兵庫県農業共済会館3F	078(391)1221(代)
奈良県農業会議	630-8501	奈良市登大路町30	県庁分庁舎内	0742(22)1101(代)
和歌山県農業会議	640-8263	和歌山市茶屋ノ丁2-1	県自治会館6階	073(428)4165
鳥取県農業会議	680-8570	鳥取市東町1-271	県庁第2庁舎8階	0857(26)8371
島根県農業会議	690-0888	松江城北堀町15	元島根県庁第3分庁舎3階	0852(22)4471
岡山県農業会議	700-0826	岡山市北区磨屋町9-18	県農業会館内	086(234)1093
広島県農業会議	730-0051	広島市中区大手町4-2-16	農業共済会館1階	082(545)4146
山口県農業会議	753-0072	山口市大手町9-11	山口県自治会館2階	083(923)2102
徳島県農業会議	770-0939	徳島市かちどき橋1-41	県林業センター内	088(621)3054
香川県農業会議	760-0068	高松市松島町1-17-28	県高松合同庁舎5階	087(812)0810
愛媛県農業会議	790-8570	松山市一番町4-4-2	県庁内	089(921)4438
高知県農業会議	780-0850	高知市丸の内2-4-1	高知県庁北庁舎4階	088(824)8555
福岡県農業会議	810-0001	福岡市中央区天神4-10-12	JA福岡県会館	092(711)5070
佐賀県農業会議	840-0041	佐賀市城内1-6-5	県庁南別館内	0952(23)7057
長崎県農業会議	850-0861	長崎市江戸町2-1	県庁第3別館内	095(822)9647
熊本県農業会議	862-8570	熊本市水前寺6-18-1	県庁内	096(384)3333
大分県農業会議	870-0044	大分市舞鶴町1-4-15	農業会館別館2階	097(532)4385
宮崎県農業会議	880-0913	宮崎市恒久1-7-14		0985(73)9211
鹿児島県農業会議	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	県庁内	099(286)5815
沖縄県農業会議	901-1112	島尻郡南風原町字本部453番地3	土地改良会館3階	098(889)6027

全国農業会議所 新規就農相談センター TEL: 03-6910-1126

「農の雇用事業」ホームページ <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/>

※検索エンジンで「農の雇用」で検索して下さい